労働災害急増！

『非常事態宣言』を発令

労働災害防止の取組を強化します

≪ 発令期間　R3. 10. 4 ～ R3. 12. 31 ≫

大田原労働基準監督署

今年（令和３年）の当署管内における休業４日以上の労働災害は，９月末現在で２００件と，前年同期比２３件（１３．０％）の大幅な増加となり，過去２０年で最も多かった平成２９年の２０４件に迫る状況（下グラフ）となっております。また，今年は死亡災害で２名の方の尊い命を失っています。

当署では，こうした事態を受け，また，下記＜本年労働災害の傾向や特徴＞を踏まえ，令和３年１０月４日に『非常事態宣言』を発令し，下記≪期間≫≪重点事項≫により労働災害防止の取組を強化することといたしました。

≪期　　間≫　令和３年１０月４日 から 令和３年１２月３１日 まで

≪重点事項≫

1　互いに声を掛け合い不安全行動や不安全状態をなくす運動【Ａない声かけ運動】を実施し，「あわてる」「あせる」「あなどる」等の不安全行動の防止
2　高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（エイジフレンドリー対策）
3　機械災害防止対策の徹底（リスクアセスメントの実施，本質安全化）
4　建設業における三大災害（墜落災害，重機災害，崩壊・倒壊災害）防止対策の徹底
5　荷主と陸上貨物運送事業者が一体となった荷役作業の安全対策の推進
6　新型コロナウイルス感染症の基本的対策の徹底

＜本年労働災害の傾向や特徴＞

（１）転倒災害や腰痛・捻挫災害といった行動災害が３分の１を占めていること。
（２）５０歳以上の年齢が高い労働者の災害が２分の１を占めていること。
（３）主に機械災害である挟まれ巻き込まれ災害や，切れこすれ災害が４分の１を占めており，「後遺症」を残す重篤な災害も発生していること。
（４）建設業における災害の６割が，重篤な災害に繋がりやすい建設三大災害（墜落災害，重機災害，崩壊・倒壊災害）であり，死亡災害も発生していること。
（５）陸上貨物運送事業では，荷積み荷下ろし作業中の災害が３分の２を占め，このうち２分の１が荷主先で発生し，墜落等による重篤な災害も発生していること。
（６）新型コロナウイルス感染症による職場内感染等が発生していること。
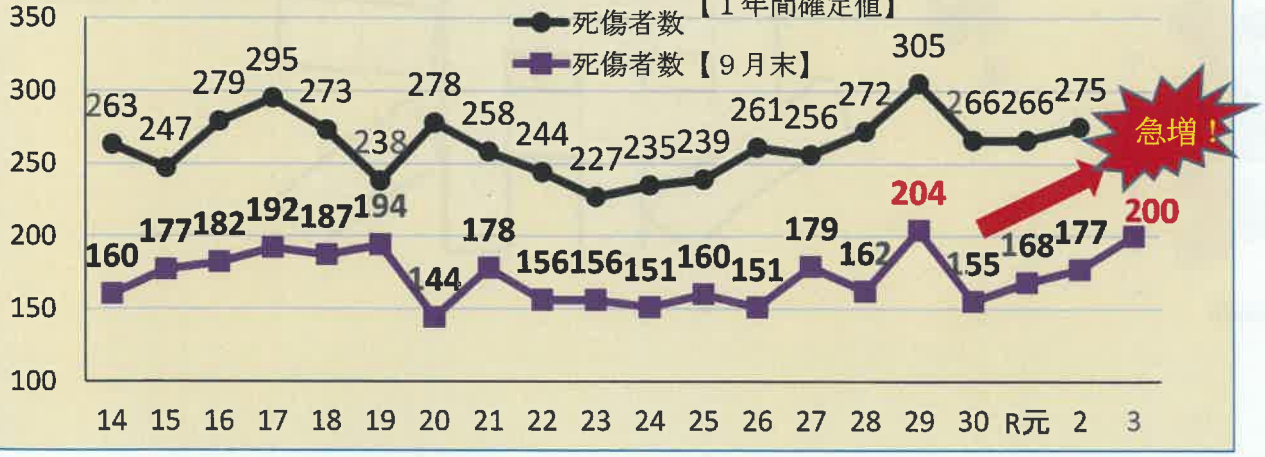
＜大田原監督署管内の労働災害の推移（過去２０年）＞